

令和8年度 ながふじ学府小中一体校防火設備定期調査業務仕様書

1 目的

建築基準法第12条の3に基づく防火設備の定期調査及び報告業務について、有資格者による検査を実施する。

2 対象施設

豊田北部小学校・豊田中学校（ながふじ学府小中一体校）磐田市加茂243番地

3 業務期間

契約日の翌日から令和8年12月4日まで

（ただし報告書類は令和8年11月28日までに静岡県袋井土木事務所建築住宅課へ提出すること。）

4 業務内容及び回数

防火設備定期検査報告 1回 （夏休み期間中が望ましい）

5 対象設備

防火設備（別添 防火区画図を参照）

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 防火扉 | 28 枚 |
| (2) 防火シャッター | 43 枚 |
| (3) 防火シートシャッター | 1 枚 |
| (4) 複合制御盤（自火報受信機併設） | 1 台 |

6 検査の実施

(1) 一括再委託等の禁止

- ① 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、あらかじめ発注者の承諾をえなければならない。
- ③ 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又はその名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(2) 検査者の資格

一級建築士、二級建築士、防火設備検査員のいずれかの資格を有していること。

- (3) 契約締結後速やかに、「検査員の一覧名簿」を提出すること。なお、同一覧名簿には、検査を行う物件について、防火設備検査員等の報告、記載をするものとする。
- (4) 契約締結後速やかに、同一覧名簿記載の検査員の資格を証明する免状等の

写しを提出すること。

- (5) 契約締結後速やかに、同一覧名簿記載の検査員と受注者間の雇用関係を証明する公的な書面（健康保険証の写し）を提出すること。
- (6) 検査時には、身分証明書の写し及び雇用関係を証明する公的な書面（健康保険証の写し等）を提出すること。
- (7) 検査に必要な機材は自らの保有する機材にて実施すること。

7 定期調査報告書（業務完了報告書）の作成及び提出

防火設備の定期検査については、調査終了後、報告書類一式（生・副）を作成し、磐田市に代わり、報告書類一式を静岡県袋井土木事務所建築住宅課へ提出すること。また副本を磐田市へ提出すること（原則電子媒体での提出）。提出書類一式の詳細は静岡県公式ホームページを参照すること。

8 業務規律

調査を実施するにあたっては、下記に留意すること。

(1) 検査日時の決定

検査員は学校へ連絡して、検査日時を決め日程表を作成し、磐田市へ報告すること。

(2) 検査日時の厳守

点検・検査日時は慎重かつ無理のないように決め、約束した調査日時は厳守すること。

(3) 検査の実施

検査の実施にあたり、「点検作業員の一覧名簿」に記載された者が、自らの保有する点検に必要な機材を用いて点検をおこなうこと。

(4) 検査の安全確認

点検・検査を実施するにあたっては、安全性について十分確認した上行う。危険が感じられた場合は速やかに次善の安全な方法に切替えること。

(5) 学校授業の妨害、器物等の損傷の防止

学校授業の妨害とならないように配慮するとともに、建物・機器・器具等に損傷を与えないよう留意すること。

9 秘密保持義務

検査業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。又は自己の利益のために使用してはならない。

1階

バリアフリー関連

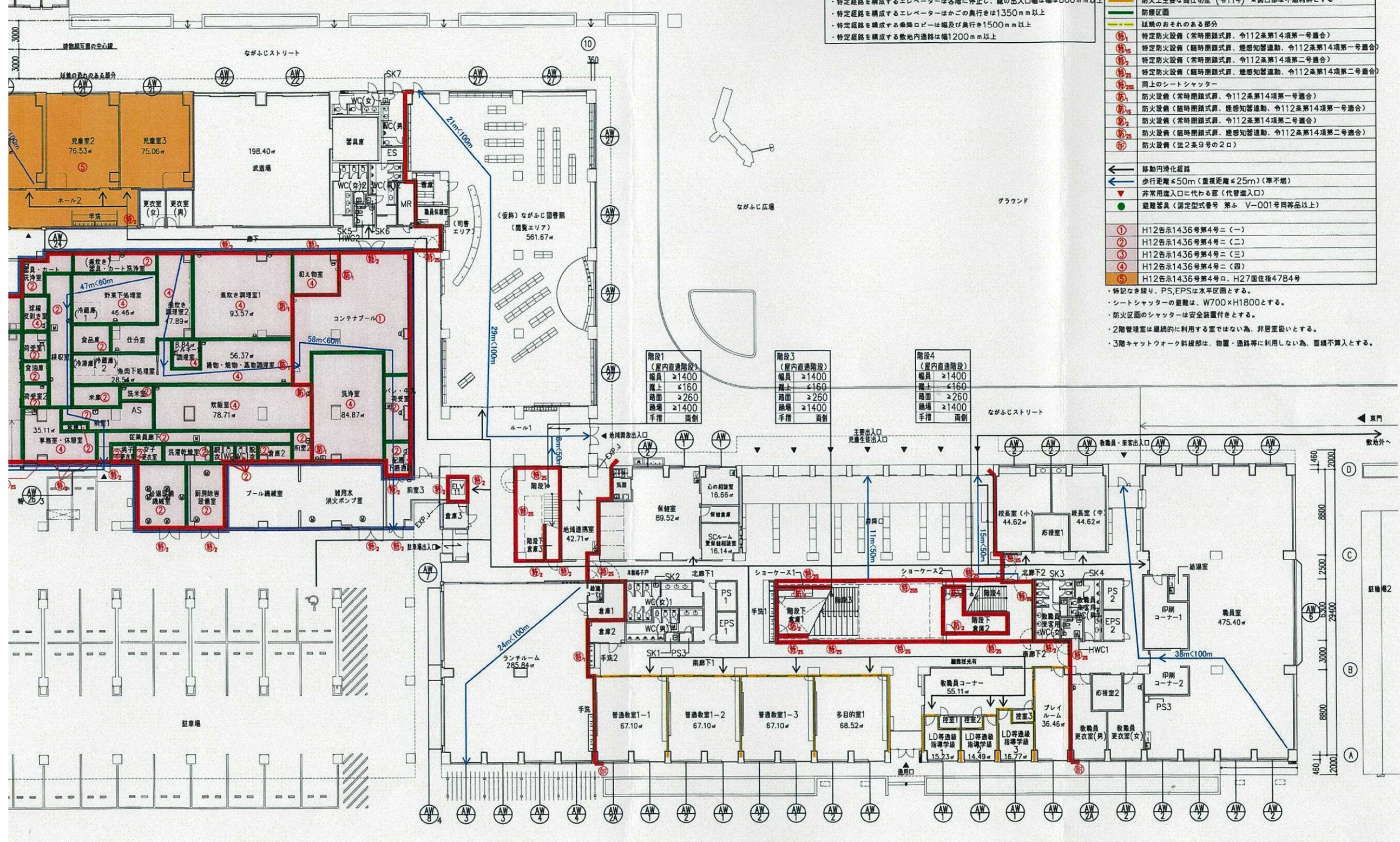
- ・特定経路を構成する出入口幅は800mm以上
- ・特定経路を構成する廊下幅は1200mm以上
- ・特定経路を構成するエレベーターは各階に停止し、扉の出入口幅は幅は800mm以上
- ・特定経路を構成するエレベーターはかごの奥行きは1350mm以上
- ・特定経路を構成する乗降ロープは幅及び奥行き1500mm以上
- ・特定経路を構成する敷地内通路は幅1200mm以上

記号凡例

	防火区画(面積区画・壁区画)
	防火区画(具種用途区画)
	防火上主要な開口切替 (令114) ※開口部は不燃材料とする
	防煙区画
	延焼のおそれのある部分
	特定防火設備(常時閉鎖式扉、令112条第14項第一号適合)
	特定防火設備(臨時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第一号適合)
	特定防火設備(常時閉鎖式扉、令112条第14項第二号適合)
	特定防火設備(臨時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第二号適合)
	同上のシートシャッター
	防火設備(常時閉鎖式扉、令112条第14項第一号適合)
	防火設備(臨時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第一号適合)
	防火設備(常時閉鎖式扉、令112条第14項第二号適合)
	防火設備(臨時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第二号適合)
	防火設備(法2条9号の2口)
	移動円滑化経路
	歩行距離≦50m(重複距離≦25m)(準不燃)
	非常用出入口に代わる窓(代替出入口)
	避難器具(認定型式番号 第V-001号同等品以上)

① H12告示1436号第4号ニ(一)
 ② H12告示1436号第4号ニ(二)
 ③ H12告示1436号第4号ニ(三)
 ④ H12告示1436号第4号ニ(四)
 ⑤ H12告示1436号第4号ロ、H27国指4784号

・特記なき限り、PS、EPSは水平区画とする。
 ・シートシャッターの避難は、W700×H1800とする。
 ・防火区画のシャッターは安全装置付きとする。
 ・2階管理室は継続的に利用する室ではない為、非居室扱いとする。
 ・3階キャットウォーク斜線部は、物置・通路等に利用しない為、面積不算入とする。



階段1 (屋内直達階段)

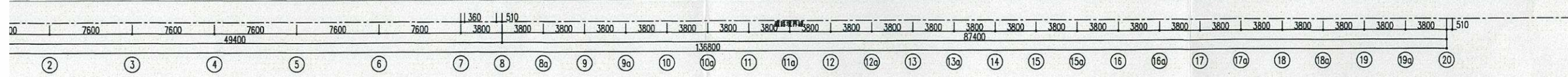
幅員 ≧1400
 階上 ≦160
 階下 ≧260
 階幅 ≧1400
 手摺 両側

階段3 (屋内直達階段)

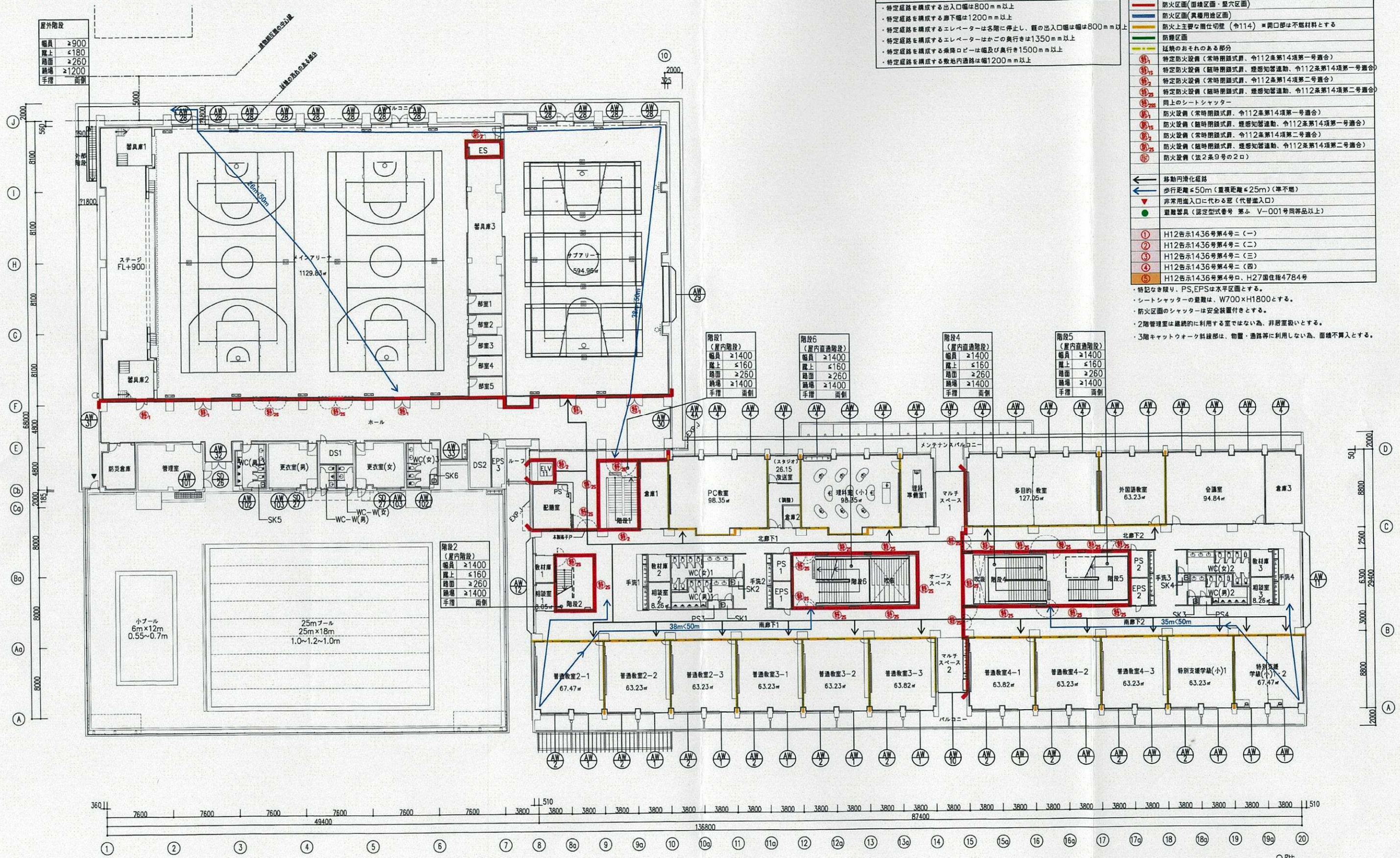
幅員 ≧1400
 階上 ≦160
 階下 ≧260
 階幅 ≧1400
 手摺 両側

階段4 (屋内直達階段)

幅員 ≧1400
 階上 ≦160
 階下 ≧260
 階幅 ≧1400
 手摺 両側



防火区画図 2階

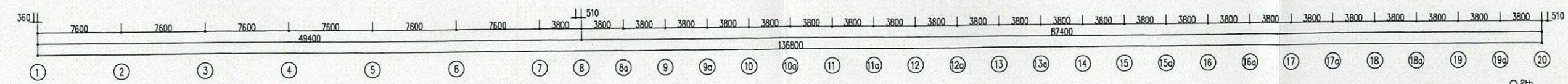


バリアフリー関連

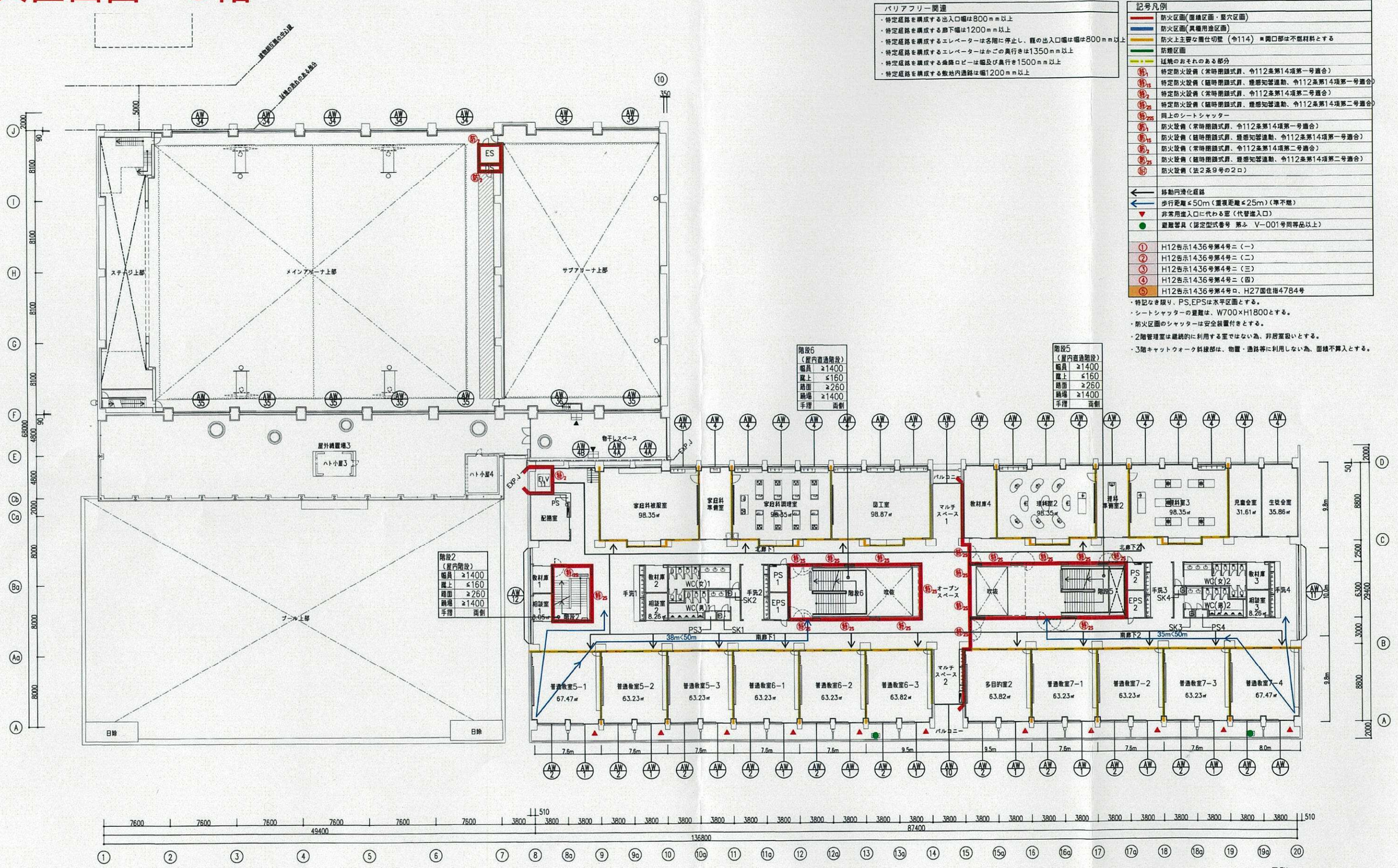
- ・特定経路を構成する出入口幅は800mm以上
- ・特定経路を構成する廊下幅は1200mm以上
- ・特定経路を構成するエレベーターは各階に停止し、幅の出入口幅は800mm以上
- ・特定経路を構成するエレベーターはかごの奥行きは1350mm以上
- ・特定経路を構成する乗降ロビーは幅及び奥行き1500mm以上
- ・特定経路を構成する敷地内通路は幅1200mm以上

記号凡例	
	防火区画(普通区画・壁穴区画)
	防火区画(異種用途区画)
	防火上主要な責任切替 (令114) ※開口部は不燃材料とする
	防煙区画
	延焼のおそれのある部分
	特定防火設備(常時閉鎖式扉、令112条第14項第一号適合)
	特定防火設備(臨時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第一号適合)
	特定防火設備(常時閉鎖式扉、令112条第14項第二号適合)
	特定防火設備(臨時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第二号適合)
	特定防火設備(常時閉鎖式扉、令112条第14項第二号適合)
	特定防火設備(臨時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第二号適合)
	防火設備(法2条9号の2ロ)
	移動円滑化経路
	歩行距離≦50m(直線距離≦25m)(準不燃)
	非常用出入口に代わる窓(代替出入口)
	避難器具(認定型式番号 第5 V-001号同等品以上)
	H12告示1436号第4号ニ(一)
	H12告示1436号第4号ニ(二)
	H12告示1436号第4号ニ(三)
	H12告示1436号第4号ニ(四)
	H12告示1436号第4号ロ、H27消防指4784号

・特記なき限り、PS, EPSは水平区画とする。
 ・シートシャッターの避難は、W700×H1800とする。
 ・防火区画のシャッターは安全装置付きとする。
 ・2階管理室は最終的に利用する室ではない。非居室扱いとする。
 ・3階キャットウォーク経路は、物置・通路等に利用しない。面積不算入とする。



防火区画図 3階



バリアフリー関連

- ・特定経路を構成する出入口幅は800mm以上
- ・特定経路を構成する廊下幅は1200mm以上
- ・特定経路を構成するエレベーターは各階に停止し、扉の出入口幅は800mm以上
- ・特定経路を構成するエレベーターはかごの奥行きは1350mm以上
- ・特定経路を構成する乗降ロビーは幅及び奥行き1500mm以上
- ・特定経路を構成する敷地内通路は幅1200mm以上

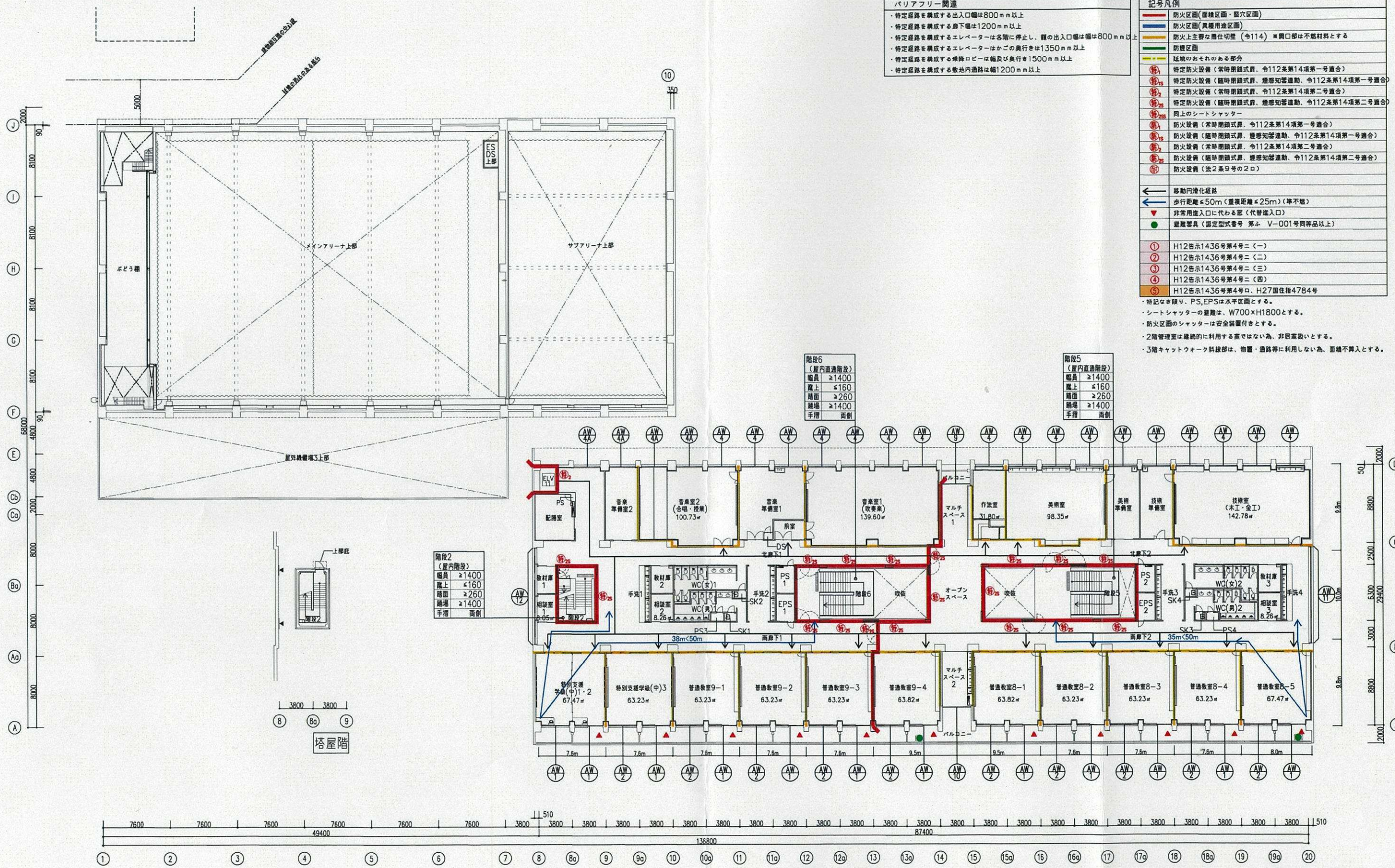
記号凡例	
	防火区画(廊下区画・壁区画)
	防火区画(異種用途区画)
	防火上主要な開口切替 (令114) ■開口部は不燃材料とする
	防煙区画
	延焼のおそれのある部分
1	特定防火設備 (常時閉鎖式扉、令112条第14項第一号適合)
1.1	特定防火設備 (常時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第一号適合)
1.2	特定防火設備 (常時閉鎖式扉、令112条第14項第二号適合)
1.2.1	特定防火設備 (常時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第二号適合)
1.2.2	同上のシートシャッター
1.2.3	防火設備 (常時閉鎖式扉、令112条第14項第一号適合)
1.2.4	防火設備 (常時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第一号適合)
1.2.5	防火設備 (常時閉鎖式扉、令112条第14項第二号適合)
1.2.6	防火設備 (常時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第二号適合)
1.2.7	防火設備 (法2条9号の2口)
	移動円滑化経路
	歩行距離≦50m (重複距離≦25m) (準不燃)
▼	非常用出入口に代わる窓 (代替出入口)
●	避難器具 (認定型式番号 第6 V-001号同等品以上)
1	H12告示1436号第4号ニ (一)
2	H12告示1436号第4号ニ (二)
3	H12告示1436号第4号ニ (三)
4	H12告示1436号第4号ニ (四)
5	H12告示1436号第4号ロ、H27国住指4784号

・特記なき限り、PS、EPSは水平区画とする。
 ・シートシャッターの避難は、W700×H1800とする。
 ・防火区画のシャッターは安全装置付きとする。
 ・2階管理室は継続的に利用する室ではない為、非居室扱いとする。
 ・3階キャットウォーク斜線部は、物置・通路等に利用しない為、面積不算入とする。

収容人数 = 380人 避難器具設置判定: 400人 ≧ 380人

3階

防火区画図 4階



バリアフリー関連

- ・特定経路を構成する出入口幅は800mm以上
- ・特定経路を構成する廊下幅は1200mm以上
- ・特定経路を構成するエレベーターは各階に停止し、扉の出入口幅は800mm以上
- ・特定経路を構成するエレベーターはかごの奥行きは1350mm以上
- ・特定経路を構成する乗降ロビーは幅及び奥行き1500mm以上
- ・特定経路を構成する敷地内通路は幅1200mm以上

記号凡例	
	防火区画(圍繞区画・壁区画)
	防火区画(具履用途区画)
	防火上主要な居住切壁 (令114) ※開口部は不燃材料とする
	防煙区画
	延焼のおそれのある部分
	特定防火設備 (常時閉鎖式扉、令112条第14項第一号適合)
	特定防火設備 (臨時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第一号適合)
	特定防火設備 (常時閉鎖式扉、令112条第14項第二号適合)
	特定防火設備 (臨時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第二号適合)
	同上のシートシャッター
	防火設備 (常時閉鎖式扉、令112条第14項第一号適合)
	防火設備 (臨時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第一号適合)
	防火設備 (常時閉鎖式扉、令112条第14項第二号適合)
	防火設備 (臨時閉鎖式扉、煙感知器連動、令112条第14項第二号適合)
	防火設備 (法2条9号の2ロ)
	移動円滑化経路
	歩行距離≦50m (重複距離≦25m) (準不燃)
	非常用出入口に代わる室 (代替出入口)
	避難器具 (認定型式番号 第5 V-001号同等品以上)
	H12告示1436号第4号ニ (一)
	H12告示1436号第4号ニ (二)
	H12告示1436号第4号ニ (三)
	H12告示1436号第4号ニ (四)
	H12告示1436号第4号ロ、H27国住指4784号

・特記なき限り、PS、EPSは水平区画とする。
 ・シートシャッターの避難は、W700×H1800とする。
 ・防火区画のシャッターは安全装置付きとする。
 ・2階管理室は最終的に利用する室ではない為、非常室扱いとする。
 ・3階キャットウォーク斜線部は、物置・通路等に利用しない為、面積不算入とする。

収容人数 = 363人 避難器具設置判定: 400人 ≧ 363人

4階